

質問・回答書

令和3年8月6日

守口市 企画財政部 財産活用課

物件名 河原町1番地内普通財産売払い

	質問事項	回答
1	<p>次の各項目について質問します。</p> <p>①管理費 ②共益費 ③修繕積立金 ④固定資産税評価額 ⑤固定資産税/都市計画税 ⑥以下の業種の入居が可能か ・クリーニング取次店 ・鍵/靴の修繕店 ・調剤薬局</p>	<p>①管理費 ②共益費 ③修繕積立金 上記①～③の費用の合計について、物件調書特記事項に記載のとおり、利用業態と使用実績により変動しますが、月額当たりの概算は、下記のとおりです。 令和2年8月使用実績で積算 利用業態…物販・サービス業の場合 月額 約19,000円 利用業態…飲食業の場合 月額 約23,000円</p> <p>④固定資産税評価額 ⑤固定資産税/都市計画税 準備が整い次第、回答します(8月13日回答予定)</p> <p>⑥クリーニング取次店、鍵/靴の修繕店、調剤薬局について、管理規約による入居の制限はございません。</p>
2	<p>④固定資産税評価額 ⑤固定資産税/都市計画税 について</p>	<p>令和3年度として試算した額は、それぞれ次のとおりです。</p> <p>④固定資産税評価額 土地 2,250,033円 家屋1,822,005円 計4,072,038円</p> <p>⑤固定資産税/都市計画税 [固定資産税] 土地 21,555円 家屋25,508円 [都市計画税] 土地 4,618円 家屋5,466円 計 57,147円</p> <p>なお、本物件所有権移転後の令和4年度については、地価動向等により変動しますので、あくまでも参考としてご理解ください。 (令和3年8月12日更新)</p>
3		